

～現在受給されている家庭も改めて申請が必要です～ 令和4年度就学援助費申請手続きのお知らせ

支給費用 新入学児童生徒学用品費・学用品費・通学用品費・校外活動費・学校給食費・修学旅行費等
対象 ○児童扶養手当を受給している家庭
 ○収入が少ないため学校給食費、修学旅行費の援助が必要な家庭
 ○職業が不安定（休職、失業、倒産等）であるため生活が困窮している家庭
 ○特別な事情（災害、事故、病気等）により、経済的に困窮している家庭
申請方法 期間内に申請書に記入の上、必要書類を添付し、**園**へ提出
 （申請書は教育委員会にあります。）
申請期間 2月1日（火）～3月31日（木）（土・日曜日、祝日を除く）
 ※期間後も申請できますが、受給期間が短くなり支給費用が限られます。
必要書類 生計をともにしている方全員の前年（令和3年分）の所得がわかるもの
 （源泉徴収票や確定申告書の写しなど）
認定の可否 7月頃に郵送

入学前支給のご案内

令和4年度に町内の小中学校に入学予定のお子さんがいらっしゃるご家庭で就学援助を希望される保護者の方には、「新入学児童生徒学用品費」を入学前に支給します。入学支給を希望される方は**2月18日（金）**までに申請が必要です。なお、3月末日以前に転出された場合や前年の所得確認の結果、認定基準を満たしていない場合は、お支払いした援助費を返還していただくことがあります。

園学務課 学務担当
☎内線503

第3子以降の学校給食費補助金申請手続きに関するお知らせ

町では、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子育て支援を推進するため、越生町立小・中学校に在籍している児童・生徒を3人以上養育している保護者の方に、3人目以降の児童・生徒にかかる給食費の半額を補助します。

対象となる家庭 ○越生町立小・中学校に在籍している児童・生徒を3人以上養育していること
 ○町税及び学校給食費に未納がないこと
 ※就学援助等の公的扶助制度により、すでに給食費相当額の給付を受けている場合は対象外です。
補助金額 保護者が実際に負担した3人目以降の児童・生徒の給食費の半額
申請方法 対象となる家庭には申請書を送付しますので、必要事項を記入して、3月31日（木）までに小・中学校または**園**に提出してください。
園学務課 学務担当
☎内線503

防災行政無線を用いた 情報伝達訓練

地震や武力攻撃などの発生に備え、情報伝達試験を行います。この試験は全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた試験で同様の試験が全国的に実施されます。

日時 2月16日（水）午前11時頃
内容 町内43カ所に設置している防災行政無線の放送塔から次の内容を一齐放送
放送内容 ①「(ピンポンポン)これはJアラートのテストです。」×3回繰り返し
 ②「こちらは防災越生です。これで放送を終わります。(ピンポンポン)」

園総務課 自治振興担当
☎内線217

幼児教育・保育の無償化の申請

対象 令和4年4月から、新制度未移行幼稚園（満3歳以上児）、認可外保育施設等（3歳以上児または非課税世帯の3歳未満児で、保育の必要性がある児童）を利用する児童

※越生みどり幼稚園は、申請不要です。町外施設は、申請の有無について施設または**園**でご確認ください。

申請方法 3月10日（木）までに**園**へ提出
 ※申請書類は**園**で配付しています。
 ※5月以降に利用する場合は、利用開始日の前月10日（休日の場合はその前日）までに申請してください。
園子育て支援課 子ども担当
☎内線162

おむつ代の医療費控除と 特別障害者控除・障害者控除について

おむつ代の医療費控除の「確認書」について

次の①から③にすべて該当する方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、町が発行する「確認書」により代用することができますので、**園**に申請してください。

- ①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方
- ②要介護認定を申請し、すでに認定結果が通知されている方
- ③ねたきりの状態で尿失禁の可能性があることを、要介護認定の際の「主治医意見書」により確認できる方

高齢者の特別障害者控除・障害者控除対象認定書の発行

身体障害者手帳等をお持ちでなくても、65歳以上で要介護認定を受けている方などのうち、次の①と②のどちらかに該当する方は、所得税や町県民税の特別障害者控除または障害者控除の対象になることがあります。確定申告等をする場合、町で発行する「認定書」が必要となりますので、**園**に申請してください。

- ①町の「在宅ねたきり高齢者等介護慰労金」の受給対象となる、ねたきり高齢者などの方（特別障害者控除に該当）
- ②ねたきりや認知症の状態が一定の基準を満たしていることを、要介護認定の際の「主治医意見書」により確認できる方（特別障害者控除または障害者控除に該当）

園健康福祉課 高齢者介護担当
☎内線115・116

広告

「広報を見た」とお伝えください。 <<事前相談者限定>>
 ご葬儀に使える **5000円引きチケット**
エコバッグを差し上げます。

事前相談もお葬式も 法要殿なら 無しさ 不安は
フリーダイヤル 0120-743-200

家族葬 (35) 一日葬 (25) 直葬 (18)
 ¥385,000 (税込) ¥275,000 (税込) ¥198,000 (税込)
 ご家族だけで。 一日にまとめて。 火葬だけで。

毛呂山法要殿
 埼玉県入間郡毛呂山町岩井西 3-5-3

広告

警告！塗装工事はマダするな！『塗装工事7つの防衛策』を30名様に無料贈呈

塗るだけの塗装から 守るための塗装へ
 外壁屋根塗装専門店

「大手だから」「知り合いだから」など安心して頼んだのに失敗した。損した。等の声を良く聞く。これらの被害は、正しい情報を知るだけで簡単に防げるのです。そこで当社では、トラブルに巻き込まれないためのポイントをまとめた小冊子『失敗しない塗装工事7つの防衛策』を作成（業界の控破りの裏情報）内容は… ①見積書の比較の仕方。 ②確実な工事をさせるための魔法の一言 ③価格のからくり など

>>> 今回、本誌読者限定 先着30名様にプレゼント <<<
 ご希望の方は、今すぐ ご住所・お名前・連絡先を24時間録音テープ案内『0120-552-208』まで
 お問い合わせ: **おうち工房** 鶴ヶ島市富士見2-11-32 ☎049-272-7005 『長寿命住宅研究会』